所得の金額の計算）若しくは同条第２項本文（外国法令による所得の金額」を「平成29年旧措置法施行令第39条の15第１項第１号若しくは第２項本文（特定外国子会社等の適用対象金額」に、「同令第39条の115第１項第１号（本邦法令による所得の金額の計算）若しくは同条第２項本文（外国法令による所得の金額」を「平成29年旧措置法施行令第39条の115第１項第１号若しくは第２項本文（連結法人に係る特定外国子会社等の適用対象金額」に改め、同第四号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「(子会社から受ける配当等の額の控除)」を削り、同第五号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「(他の特定外国子会社等から受ける配当等の額の控除)」を削り、同第六号中「租税特別措置法第66条の９の２（特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」を「平成29年旧措置法第66条の９の２（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に、「同法第68条の93の２（特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」を「平成29年旧措置法第68条の93の２（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に改める。

別表十七㈣付表一の記載要領第一号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成29年旧措置法」という。)」に、「に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入」を「の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成29年旧措置法施行令」という。)」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「同令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、同第二号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に、「又は」を「(特定外国子会社等の範囲）又は」に、「非課税所得の金額」を「連結法人に係る特定外国子会社等の範囲」に改め、同第三号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「(本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合の特例)」を削り、「その本店所在地国」の次に「(その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。次号及び第５号において同じ。)」を加え、「かつこ」を「括弧」に改め、同第四号中「これらの」を「当該」に改め、同第五号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「(外国関係会社の所得の金額がない場合又は欠損金額となる場合の判定)」を削り、同第六号中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第七号中「租税特別措置法」を「平成29年旧措置法」に改め、同第八号中「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に改め、「第39条の16第１項」の次に「(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の計算等)」を加え、「特定外国子会社等の課税対象金額又は個別課税対象金額の計算等」を「連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の計算」に改め、同第九号中「が租税特別措置法」を「が平成29年旧措置法」に、「特定外国法人の課税対象金額等の益金算入」を「特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に、「租税特別措置法施行令」を「平成29年旧措置法施行令」に、「同法」を「平成29年旧措置法」に、「特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」を「特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例」に、「同令」を「平成29年旧措置法施行令」に改める。

別表十七㈣付表二の記載要領中「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に、「該当する租税特別措置法」を「該当する所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入)」を「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)」に改め、「第39条の117第４項（」の次に「連結法人に係る」を加え、「特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」に、「租税特別措置法施行規則」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第24号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則」に、「又は第22条の76第５項第４号（特定外国子会社等の課税対象金額等」を「(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入の場合の添付書類等）又は第22条の76第５項第４号（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等」に改める。